

## 個別型と一体型の条例の特徴

調査対象：手話言語条例と障がい者コミュニケーション条例を制定している都道府県・政令指定都市・中核市（令和6年4月1日現在）

調査方法：各自治体のホームページから条例本文や検討委員会の経過などを抽出

自治体数：都道府県10自治体，政令指定都市3自治体，中核市7自治体

### (1) 個別型の制定状況と特徴

(ア) 個別型で二つの条例を制定している自治体は，都道府県2自治体，政令指定都市1自治体，中核市1自治体となっている。

例) 北海道 (H30)，青森県 (R2)，札幌市 (H29) (注1)，広島県呉市 (R4)

(注1) 札幌市は，障がい者コミュニケーション条例をH29.10に，手話言語条例をH30.3に制定。

(参考) 手話言語条例のみ制定している自治体は，都道府県28自治体，政令指定都市6自治体，中核市27自治体となっている。

例) 岩手県 (R6)，静岡県浜松市 (H28)，北海道旭川市 (H28) など

また，障がい者コミュニケーション条例のみ制定している自治体は，都道府県3自治体，中核市3自治体となっている。

例) 滋賀県 (R5)，兵庫県 (H30)，神奈川県横須賀市 (H28) など

(イ) 個別型の場合，手話言語の理解促進と障がい者コミュニケーションの促進をそれぞれの条例で定めることによって，条例を制定する目的が伝わりやすい面がある。

一方で，市や市民，事業者の責務・役割などは，共通する項目もある。

### (2) 一体型の制定状況と特徴

(ア) 一体型で制定している自治体は，都道府県8自治体，政令指定都市2自治体，中核市6自治体となっている。

例) 秋田県 (H29)，大阪府堺市 (H29)，青森県青森市 (R2) など

(イ) 一体型の場合，手話言語の理解促進と障がい者コミュニケーションの促進について，市や市民，事業者の責務・役割など共通する項目についてまとめた形で条文化している。

一方で，条例制定の背景や趣旨についての前文や基本理念などが一体のものとなるため，個別型に比べて，どちらかの要素だけ抜き出して読みたい場合の読みづらさや手話言語の普及な

どの要素が明確化しづらいことが考えられる。

(3) 同一都道府県内の他の自治体との関係性

(ア) 同一都道府県内の自治体で先行して制定された条例の型と同様の型で制定している

個別型の例：群馬県 (H27) と群馬県前橋市 (H28), 埼玉県 (H28) と埼玉県川口市 (H29) など

一体型の例：岡山県岡山市 (H30) と岡山県 (R4), 愛知県 (H28) と愛知県豊田市 (R3) など

(イ) 同一都道府県内で、同時期に条例の型をそろえて制定している場合もある。

個別型の例：福島県と福島県福島市 (H31)

一体型の例：宮崎県と宮崎県宮崎市 (H31)